

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成28年1月25日福警監第86号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした別表の本件公文書11から本件公文書14までの項非開示部分の欄の情報のうち、審査会の判断の欄に開示妥当と記載されたものは、開示すべきである。

### 2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が平成24年から平成27年までの間に警察職員の逮捕時に記者室で行った記者会見の際、報道機関に配付した次の広報文である。

- ア 平成24年2月16日付け広報文（以下「本件公文書1」という。）
- イ 同年5月24日付け広報文（以下「本件公文書2」という。）
- ウ 同年7月25日付け広報文（以下「本件公文書3」という。）
- エ 同年10月18日付け広報文（以下「本件公文書4」という。）
- オ 平成25年1月26日付け広報文（以下「本件公文書5」という。）
- カ 同年8月6日付け広報文（以下「本件公文書6」という。）
- キ 同年8月22日付け広報文（以下「本件公文書7」という。）
- ク 同年12月9日付け広報文（以下「本件公文書8」という。）
- ケ 平成26年10月15日付け広報文（以下「本件公文書9」という。）
- コ 同年10月17日付け広報文（以下「本件公文書10」という。）
- サ 平成27年7月4日付け広報文（以下「本件公文書11」という。）
- シ 同年8月19日付け広報文（以下「本件公文書12」という。）
- ス 同年8月24日付け広報文（以下「本件公文書13」という。）
- セ 同年10月1日付け広報文（以下「本件公文書14」という。）

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、本件公文書のうち、警察職員の住所、氏名及び年齢の全部並びに表題、逮捕時間、逮捕場所、警察職員の所属、被害者及び関係者等の人定事項、事案の概要の一部を条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成27年12月24日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成28年1月8日付けで、条例第12条第2項の規定により、開示決定の期間に福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項の県の休日が8日含まれているため、関係所属との調整ができないこと及び本件公文書の開示・非開示の検討に時間を要することを理由に、開示決定の期間を同年1月25日まで延長する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成28年1月25日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成28年2月26日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が記者会見して発表した資料は、広く県民に周知された文書であるので、当該文書の一部を黒塗りして情報を隠蔽することは信義則に反する。
- (2) （審査請求人が別途知事宛に行った同様の公文書開示請求に対し、）知事は、平成28年1月6日付けの県職員逮捕に係る記者発表資料を隠蔽することなく、全部開示したが、これに準じて、実施機関に対しても全部開示を求める。

### 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第1項第1号本文該当性について

別表の非開示部分の欄の情報のうち、警察職員の氏名、年齢及び所属は、特定の個人を識別し得る情報であり、表題に記載された警察職員の所属も同様に本号本文に該当する。

また、警察施設における逮捕を除き、逮捕時間や逮捕場所の詳細が判明すれば、知人や近隣住民等の一定範囲の者にとって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する手掛かりとなり得る主要な情報となるため、これらの情報も本号本文に該当する。

さらに、被害者及び関係者等の住所、年齢等並びに事件の発生場所、発生時間等に

についても、他の情報と照合することにより、被害者及び関係者等の特定の個人を識別する手掛かりとなり得る主要な情報については本号本文に該当する。

## **(2) 条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性について**

本件公文書は、逮捕時に報道機関に公表されたものではあるが、開示請求時には相当の期間が経過し、頻繁に報道されている等の事情は存在しないことから、「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しない。

また、知事部局の職員の懲戒処分状況については、県民情報広報課の県民情報センターに配架し公にされている情報であるが、実施機関においては、職員の懲戒処分状況を福岡県警察本部情報公開室等に配架して公にすることはしておらず、本件公文書は現に公にされている情報ではない。

したがって、本件決定を知事部局における公文書開示決定と同一視すべきではなく、職員の身分取扱いの処遇に関する情報は、個人の資質、名誉に係る当該職員の固有の情報であって、本人としては一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであることから、非違行為発生後相当の期間が経過した後は、その秘匿が法的保護の対象となるものであり、このような観点からも「公にされている情報」又は「公にすることが予定されている情報」とは認められず、本号ただし書イに該当しない。

## **(3) 条例第7条第1項第1号ただし書ロ該当性について**

別表の非開示部分の欄の情報は、本号ただし書ロに該当しない。

## **(4) 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性について**

別表の非開示部分の欄の情報は、警察職員の非違行為を記載した公文書に記載されたものであり、本号ただし書ハの公務員の職務の遂行に係る情報に該当しない。

# **6 審査会の判断**

## **(1) 本件公文書の性格及び内容について**

### **ア 警察職員の逮捕に係る広報について**

実施機関においては、警察職員の逮捕事案について、非違事案の再発防止その他職務執行の適正及び倫理の保持を図り、それによって警察に対する県民の信頼の確保に資することを目的として、特別の事情のない限り、非違事案発生後速やかに、記者室で会見を行っている。その際、報道機関に対し、本件公文書を配付している。

### **イ 本件公文書について**

本件公文書には、作成年月日及び作成部署、警察職員の所属等を含む表題、逮捕年月日時、逮捕場所、逮捕種別、逮捕罪名、警察職員の住所、所属、階級、氏名及び年齢、被害者及び関係者等の人定事項、事案の概要等が記載されている。

## (2) 条例第7条第1項第1号本文該当性について

### ア 本号の趣旨

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、犯罪歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいうものである。

なお、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合は、ただし書により、例外的に開示することとしている。

### イ 本号本文該当性の判断

本件公文書には、作成年月日及び作成部署、警察職員の所属等を含む表題、逮捕年月日時、逮捕場所、逮捕種別、逮捕罪名、警察職員の住所、所属、階級、氏名及び年齢、被害者及び関係者等の人定事項、事案の概要等が記載されている。これらの情報（別表の本件公文書14の項非開示部分の欄の所在地その他被害法人に関する情報を除く。）は、その全てが当該逮捕された警察職員に関する一まとまりの個人情報であり、特定の個人が識別できるものであることから、本号本文に該当する。

なお、別表の本件公文書14の項非開示部分の欄の所在地その他被害法人に関する情報は、そもそも被害法人である法人名が識別できないよう加工されており、これらの情報は、非開示情報を定めた条例第7条第1項各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

また、被害者及び関係者等の人定事項については、当該逮捕された警察職員の個人情報であるとともに、被害者及び関係者等の個人情報でもあるが、本件公文書に記載されている被害者及び関係者等の情報は、本件公文書を作成するに当たって、あらかじめ特定の個人を識別することができないよう加工されており、被害者及び関係者等に関する本号本文該当性については判断するまでもない。

## (3) 条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性について

### ア 本号ただし書イの趣旨

本号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、「法令及び条例の規定

により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

また、「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。

## イ 本号ただし書イ該当性の判断

(ア) 警察職員の逮捕事案の概要が、氏名、住所、年齢、所属、階級、逮捕年月日、逮捕罪名など、当該警察職員が誰かを知る手掛かりとなる情報とともに過去のある時点で報道され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、当然に特定の個人が識別され、その個人情報に公にされることとなる。それにもかかわらず報道されるのは、県民に知らせる公益上の必要性等によるものである。

(イ) 一方で、本来非開示である個人情報について、公益上の必要性等から公にされたものであるから、時の経過による逮捕事案の社会的影響及び逮捕事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と罪を犯した警察職員の権利利益の擁護の必要性が考慮されるべきである。

(ウ) この点について検討すると、一般的には、報道発表の時点から時間が経過するに従い、逮捕事案の社会的影響や逮捕事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名等や報道年月日が特定されない限り、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくと認められる。

また、罪を犯した警察職員個人の識別・特定につながる情報は、犯罪歴として秘匿性の高い情報であることから、当該警察職員の権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、報道発表後、相応の期間が経過したような場合においては、もはや現に「公にされている情報」に該当しないと解するのが相当である。

(エ) 次に、「相応の期間」とはどのくらいの期間が相当かについて検討する。

国に設置された情報公開・個人情報保護審査会の答申においては、「1年以上」の経過で公にされている情報と認められないと判断しており、また、本県の知事部局においては、県職員の逮捕事案や懲戒処分事案に係る記者発表資料がその他の記者発表資料と同様に、1年間、県民情報センター等で配架され、公衆の知り得る状態に置かれている。

これらのことから、報道発表から1年間程度は、罪を犯した警察職員の個人情報が開示されることもやむを得ないと判断する。

(オ) 以上を踏まえて、本件公文書1から本件公文書14までについて開示・非開示を判断すると、別表の本件公文書1から本件公文書10までの項非開示部分の欄の情報は、報道発表から本件公文書の開示請求まで1年以上を経過しており、現に「公にされている情報」に該当しない。

一方、別表の本件公文書11から本件公文書14までの項非開示部分の欄の情報は、報道発表から本件公文書の開示請求まで1年未満であるため、現に「公にされている情報」に該当する。ただし、別表の本件公文書11の項非開示部分の欄の逮捕時間及び逮捕場所並びに本件公文書13の項非開示部分の欄の逮捕場所は報道されておらず、「公にされている情報」に該当しない。

#### **(4) 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性について**

##### **ア 本号ただし書ハの趣旨**

本号ただし書ハは、個人情報に該当する場合であっても、公務員等の職務の遂行に係る情報を開示する旨規定している。当該情報は行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、県行政の公正さと透明性を確保する観点から、本来非開示である個人情報を例外的に開示すべきとしたものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものである。また、当該規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とする。

##### **イ 本号ただし書ハ該当性の判断**

本件公文書1から本件公文書14までのうち、別表の本件公文書3及び本件公文書6の項非開示部分の欄の警察職員の担当業務は職務の遂行に関連する情報といえるが、警察職員の逮捕事案に係る記者会見に当たって作成される本件公文書の性格に鑑みると、収賄事件に関する事案の概要を説明するに当たって当該担当業務の記載が必要とされたものであると考えられる。

したがって、当該担当業務は、当該警察職員がその所掌する事務を実施したことにより記録された情報とはいえ、「職務の遂行に係る情報」には該当しないため、本号ただし書ハには該当しない。

#### **(5) 条例第7条第1項第1号ただし書ロ及びニ該当性について**

別表の非開示部分の欄の情報は、例外的に開示することとされている本号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とし

た別表の非開示部分の欄の情報のうち、審査会の判断の欄に開示妥当と記載されたものは、開示すべきである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対象公文書	非開示部分	審査会の判断
本件公文書 1	警察職員の氏名	非開示妥当 (条例第 7 条第 1 項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の所属	
	被害者の住所 (市まで)	
	被害者の職業	
	被害者の年齢	
	通報者の職業	
	通報者の年齢	
	事件の発生時間	
	事件の発生場所	
本件公文書 2	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の所属	
	被害者の年齢 (年代のみ)	
	被害者の傷害内容	
	事件の発生時間	
	事件の発生場所	
本件公文書 3	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の所属	
	警察職員の担当業務	
	贈賄被疑者の氏名	
	贈賄被疑者の年齢	
	贈賄被疑者の情報 (氏名、年齢以外)	
本件公文書 4	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	
	警察職員の所属	
	被害者の住所 (市まで)	



	被害者の年齢（年代のみ）	
	逮捕者の職業	
	逮捕者の年齢	
	事件の発生時間	
	行為の態様	
	逮捕時間	
	逮捕場所	
本件公文書 5	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の所属	
	被害者の住所（区まで）	
	被害者の職業	
	被害者の年齢	
	逮捕者の職業	
	逮捕者の年齢	
	逮捕者の住所（区まで）	
	事件の発生時間	
	事件の発生場所	
	逮捕時間	
	逮捕場所	
本件公文書 6	警察職員の氏名	
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	
	警察職員の所属	
	警察職員の担当業務	
	贈賄被疑者の氏名	
	贈賄被疑者の年齢	
	贈賄被疑者の住所	
	贈賄被疑者の職業	
本件公文書 7	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	

	警察職員の所属	
	事件の発生場所	
本件公文書 8	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	
	警察職員の所属	
	被害者の住所 (市まで)	
	被害者の職業	
	被害者の年齢	
	逮捕者の職業	
	逮捕者の年齢	
	事件の発生時間	
	事件の発生場所	
	逮捕時間	
	逮捕場所	
本件公文書 9	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	
	警察職員の所属	
	被害者の住所 (市まで)	
	被害者の職業	
	被害者の年齢	
	事件の発生時間	
本件公文書 1 0	警察職員の氏名	非開示妥当 (同項第 1 号本文該当)
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	
	警察職員の所属	
	関係警察署	
本件公文書 1 1	警察職員の氏名	開示妥当 (同項第 1 号ただし書イ該当) ただし、警察職員の住所及び事件の発生場所は丁目までの部分に限る。
	警察職員の年齢	
	警察職員の住所	
	警察職員の所属	

	事件の発生時間	
	事件の発生場所	
	逮捕時間	非開示妥当
	逮捕場所	(同項第1号本文該当)
本件公文書12	警察職員の氏名	開示妥当
	警察職員の年齢	(同項第1号ただし書イ該当)
	警察職員の住所	ただし、警察職員の住所及び事件の発生場所は丁目までの部分に限る。
	警察職員の所属	
	被害者の住所(市まで)	
	被害者の職業	
	被害者の年齢(年代のみ)	
	被害者の診断結果	
	事件の発生時間	
	事件の発生場所	
本件公文書13	警察職員の氏名	開示妥当
	警察職員の年齢	(同項第1号ただし書イ該当)
	警察職員の住所	ただし、警察職員の住所は丁目までの部分に限る。
	警察職員の所属	
	被害者の住所(市まで)	
	被害者の職業	
	被害者の年齢	
	事件の発生時間	
	逮捕場所	非開示妥当(同項第1号本文該当)
本件公文書14	警察職員の氏名	開示妥当
	警察職員の年齢	(同項第1号ただし書イ該当)
	警察職員の住所	ただし、警察職員の住所は大字名までの部分に限る。
	警察職員の所属	
	所在地その他被害法人に関する情報	開示妥当 (同項各号のいずれにも該当しない。)